

○大学評価について

国立大学法人法及び学校教育法に基づき、国立大学には、国立大学法人評価及び認証評価が義務付けられています。

(国立大学法人評価)

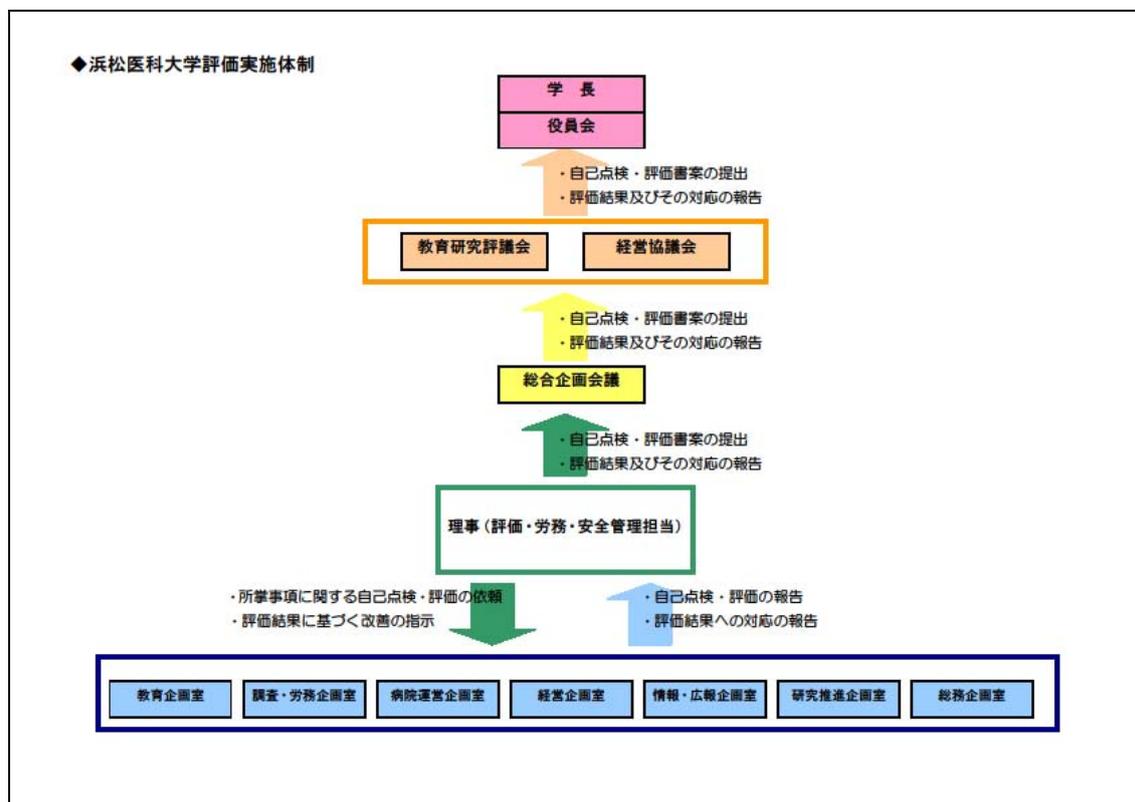
平成 16 年度以降国立大学法人法により、各年度及び中期目標期間の終了後に、計画の実施状況等を記載した「業務の実績に関する報告書」を文部科学省に置かれた国立大学法人評価委員会に提出し、評価を受けることが義務付けられました。

(認証評価)

平成 16 年度以降学校教育法により、7年(専門職大学院では5年)以内ごとに、文部科学大臣が認証した評価機関(認証評価機関)において評価を受けることが義務付けられました。

これらの大学に対する評価に対して義務的に対応するのではなく、教育研究活動の質保証、大学の継続的な質的向上など大学改革の観点から積極的に改善に活用する姿勢で取り組むことが大切です。

本学では、これらの評価を円滑に実施し、大学諸活動の質の向上に生かすため、以下の実施体制で取り組んでいます。



1. 国立大学法人評価の概要

国立大学法人は、国立大学法人法に基づき、文部科学省に置かれた国立大学法人評価委員会により中期目標期間ごとに中期目標の達成度評価を受けることとなり、併せて中期計画を基に策定した年度計画の達成度は毎年度評価を受けます。

また、国立大学法人評価委員会は教育研究に関する事項の評価について、その特性に配慮して、大学評価・学位授与機構にその評価を要請し、評価結果を尊重することとなっています。

【評価の目的】

大学の継続的な質的向上を促進するとともに、社会への説明責任を果たす。
次期中期目標期間における運営費交付金の算定に反映。

【評価対象】

国立大学法人、大学共同利用機関法人

【評価の期間】

6年ごと

【評価の機関】

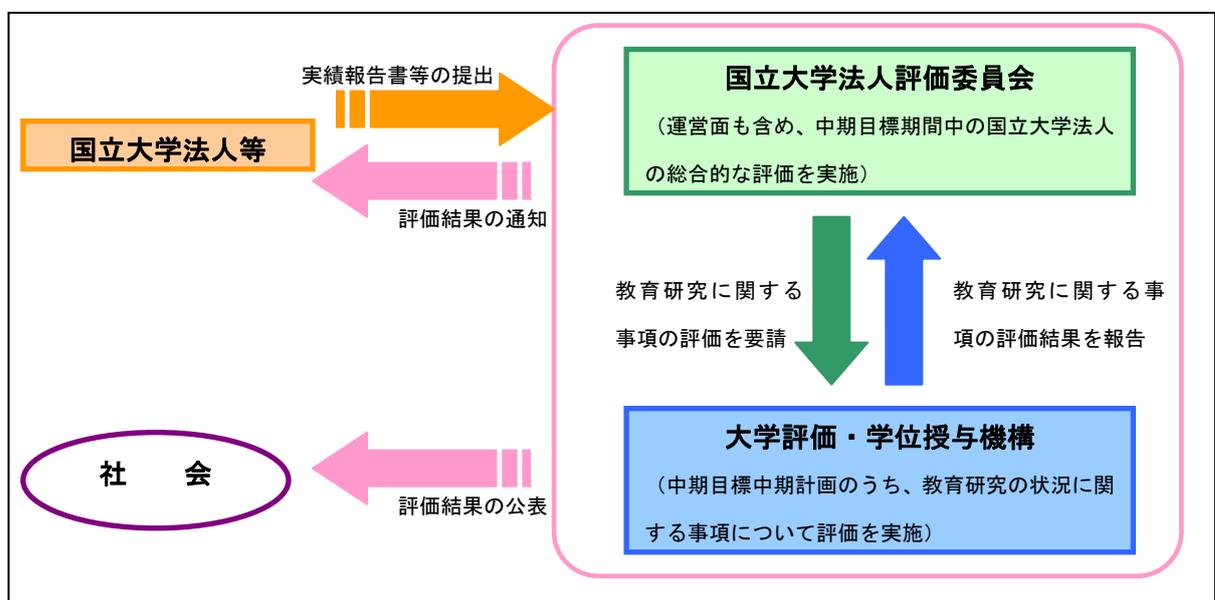
国立大学法人評価委員会（教育研究の状況の評価については、大学評価・学位授与機構へ要請、この評価結果を尊重。）

【評価の内容】

中期目標期間における中期計画の達成状況

【根拠法令】

国立大学法人法第 35 条、独立行政法人通則法第 34 条



2. 認証評価の概要

全ての大学は、学校教育法に基づき、その教育研究水準の向上に資するため、教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況に関し、7年（専門職大学院では5年）以内ごとに、文部科学大臣が認証する評価機関（認証評価機関）の実施する評価を受けることが義務付けられています。

【評価の目的】

大学が自ら教育研究水準の向上・改善を図る。
評価結果を明らかにすることで、社会による評価を受ける。

【評価対象】

全ての国公立大学、短期大学、高等専門学校

【評価の期間】

7年以内ごと（機関別認証評価の場合）
5年以内ごと（分野別認証評価の場合）

【評価の機関】

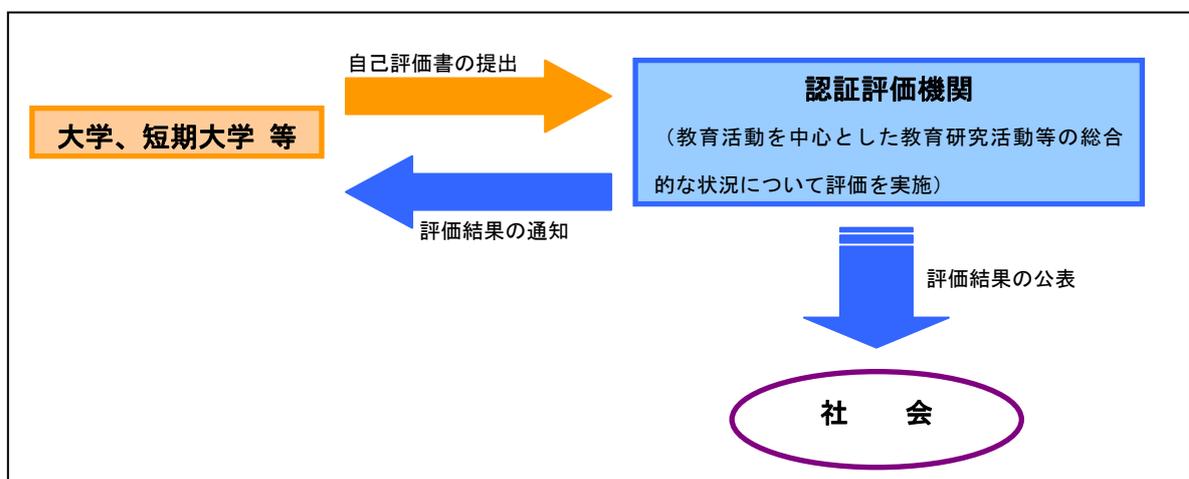
認証評価機関（文部科学大臣の認証を受けた者）
大学評価・学位授与機構、大学基準協会 等

【評価の内容】

教育活動を中心とした基準

【根拠法令】

学校教育法 109 条、学校教育法施行令第 40 条



3. 自己点検・評価及び外部評価

1. 自己点検・評価

学校教育法に基づき、大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとされています。

2. 外部評価

認証評価制度の導入に伴って、大学評価の公平性・透明性が制度的に確保されるため、従来大学設置基準等において規定されていた自己評価及び評価結果の外部検証に係る努力義務は廃止されました。しかし、各大学の判断により、必要に応じて、自己点検及び評価の結果の外部検証を行うことは差し支えありません。